平成２８年（再イ）第１２号
高知市前里45番地
再生債務者　十河　　猛
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月18日まで
平成29年４月20日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第１５号
高知県香美市土佐山田町神母ノ木161番地23
再生債務者　久保　朋義
1　決議に付する再生計画案　平成29年３月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月18日まで
平成29年４月20日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第３号
高知市横浜132番地３
再生債務者　市川　真哉
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月18日まで
平成29年４月20日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第１０号
青森県上北郡東北町旭南３丁目342番地２
川村アパート２号室
再生債務者　加藤　三男
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月19日まで
平成29年４月21日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第１号
福岡県大牟田市小浜町１丁目８番地８
再生債務者　松本　仁也
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月19日まで
平成29年４月21日
福岡地方裁判所大牟田支部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２７年（再イ）第２号
島根県出雲市荒茅町580番地１
再生債務者　進藤　幸伸
1　決議に付する変更再生計画案　平成29年４月11日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成29年５月10日まで
平成29年４月19日　松江地方裁判所出雲支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号
埼玉県加須市志多見1119番地２　サンフォレスタ202
再生債務者　小池　初司
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月30日から平成29年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１号
山形県酒田市新橋２丁目１番地の54
再生債務者　土田　　勤
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月１日から平成29年６月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（再ロ）第１００１１号
東京都練馬区羽沢２―16―３―102
再生債務者　宮内　　悠
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月１日から平成29年６月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１号
奈良県北葛城郡王寺町明神４丁目17番１号
再生債務者　森　由佳理
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月26日から平成29年６月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００５３号
千葉県船橋市上山町３―644―９
再生債務者　平井　清隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月８日まで
平成29年４月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第３号
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下943番地27
再生債務者　牧岡　浩二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月12日まで
平成29年４月21日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（再ロ）第２０号
千葉県千葉市美浜区磯辺５丁目13番３棟401号
再生債務者　平田　春夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月15日まで
平成29年４月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１７号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目３番15―601号
再生債務者　小田中義幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第１８号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目３番15―601号
再生債務者　小田中祐子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月21日
札幌地方裁判所民事第４部

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成29年３月31日
内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　安倍　晋三

第32条第１項の表中「$\frac{37.30}{1,000}$」を「$\frac{39.40}{1,000}$」に、「$\frac{3.73}{1,000}$」を「$\frac{6.86}{1,000}$」に、「$\frac{74.60}{1,000}$」を「$\frac{78.80}{1,000}$」に、「$\frac{7.46}{1,000}$」を「$\frac{13.72}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{37.30}{1,000}$」を「$\frac{39.40}{1,000}$」に、「$\frac{3.73}{1,000}$」を「$\frac{6.86}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{37.30}{1,000}$」を「$\frac{39.40}{1,000}$」に、「$\frac{0.68}{1,000}$」を「$\frac{1.00}{1,000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成29年４月１日から施行する。
2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。